

「久慈市洋上風力発電に係るゾーニング実証事業」に係るゾーニングマップ（案）に対する意見等

- ・意見募集期間 令和2年12月18日（金）～令和3年1月8日（金）
- ・意見の提出者 2名
- ・意見の件数 6件

【意見No.1】

関係者のヒアリング結果等を交え、明快な形で情報を整理し公表いただき、感謝申し上げます。毎回の協議会資料も、大変参考になりました。

大臣許可漁業等との調整は容易ではないと思いますが、来年度以降の更なる進展に期待いたします。

【回答】

ゾーニング実証事業の結果を踏まえ、久慈市沖への洋上風力発電の導入に向け、引き続き、取り組んでまいります。

【意見No.2】

報告書140ページの漁業の欄について「岩手県水産」をは、岩手県水産部のことでしょうか？

【回答】

正しくは、「岩手県北広域振興局水産部」となります。ご指摘のとおり修正いたします。

【意見No.3】

報告書142ページの「漁業との協調を優先するエリア」について、「漁業との協調を検討するエリア」の誤植と思われます。

【回答】

お見込みのとおりです。ご指摘のとおり修正いたします。

【意見No.4】

（保全エリア）環境保全地域に指定されると、開発が制限されたり、行為規制がかかる。漁業権との衝突が想定されるが、買い上げにより問題は回避できよう。

【回答】

当該事業は環境保全と洋上風力発電の導入促進を両立するため、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行うことを目的としており、「保全エリア」における事業実施を促進するものではありません。

【意見No.5】

（導入可能エリア）保全エリアを除いた地（海）域となる。

- ・最も厳しい行為規制がかかる場所・・・現状変更させない
- ・大きな影響がある行為規制・・・事前の届け出を求める。
- ・緩やかな行為規制・・・許可制
- ・私有地を含めるか否かの問題あり

【回答】

洋上風力発電の事業化に際し必要となる、①環境影響評価手続きなどの所要の手続き及び②社会的調整等については、事業を行う者が主体的に実施することとなります。

市では、これらの事業が円滑に進むよう側面支援を実施してまいります。

【意見No.6】

(重要ポイント)

- ・住民が第一。住民の意見が十分反映されることが大切であり、公害に巻き込まれないよう、あらかじめ対策を講じられたい。
- ・洋上発電でも陸地近く、住民の住んでいる地域では、羽根が風を切る音、モーター回転音等、低い周波数が夜間遠方まで到達する可能性あり。住民が夜眠れないということがあってはならない。
- ・利益が大きいとみれば、事業者は手練手管で来るだろうから、公害は未然防止が大切。市も国や県にならい、強い態度で臨まれたい。

【回答】

ご指摘の通り、洋上風力発電の事業化は環境影響評価手続きなど、法令に基づく環境保全の取り組みはもとより、地元理解の上に成り立つものと考えています。

洋上風力発電事業が事業者と地元、双方が裨益するものとなるよう、国、県と連携して取り組んでまいります。